随意契約 (相手方指定) 調書

件 名	特別区道荒 6 0 号線(中道区道)道路予備設計業務 委託 No.5100103
工(納)期	令和6年3月20日
契約締結日	令和5年7月11日
契約金額	3,465,000円(消費税等含む)

契約相手方	日本シビックコンサルタント株式会社	
	(法人番号:1011501008075)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

契約審査委員会資料経理課契約係R5. 6. 8

業者選定理由書

件名	特別区道荒60号線(中道区道)道路予備設計業務委託
指名業者(案)	名 称 日本シビックコンサルタント株式会社 所在地 東京都千代田区麹町四丁目2番地 代表者 代表取締役社長 長崎 均
特命理由	本件は、都市計画道路補助331号線の整備に伴い、特別区道荒60号線の予備設計を行うものである。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、補助331号線と連続性のある道路を整備するための予備設計を行うものであるため、設計対象地の状況を熟知しており、かつ設計意図を把握していることが必要である。 ② 上記業者は、平成29年度の一般競争入札により補助331号線の道路及び電線共同溝の詳細設計業務を受託しており、その後の補助331号線に係る設計等の業務を継続して行っていることから、設計条件や内容及び沿道周辺の状況を細部まで把握しているほか、鉄道事業者、占用企業者及び沿道住民等の関係者と調整を密に行い、その内容を本設計業務に的確に反映させることができる。また、区が要求した事項に対し積極的な提案がなされる等、その履行状況は優良であり、他官公庁の受託実績も多数有することから、本件業務においても確実な履行が期待できる。以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)